(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
三(一)　保安林の所在場所　北海道網走郡津別町字布川一九五の一（次の図に示す部分に限る。）
(二)　指定の目的　土砂の流出の防備
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
四(一)　保安林の所在場所　北海道網走郡美幌町字栄森三八の一（次の図に示す部分に限る。）
(二)　指定の目的　土砂の流出の防備
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
五(一)　保安林の所在場所　北海道沙流郡平取町字川向二七の一・二八の二・二八の三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
(二)　指定の目的　土砂の流出の防備
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(一)　保安林の所在場所　北海道増毛郡増毛町暑寒沢一五五四・一五五五（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、四一二地先（次の図に示す部分に限る。）、四一二・四一三の一・四一四の一・九八〇の二から九八〇の四まで（以上六筆について、次の図に示す部分に限る。）
(二)　指定の目的　土砂の流出の防備
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
二(一)　保安林の所在場所　北海道寿都郡寿都町字磯谷町能津登三九三、三九四、一三七七
(二)　指定の目的　土砂の崩壊の防備
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一(一)　保安林の所在場所　北海道増毛郡増毛町暑寒沢一五五四・一五五五（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、四一二地先（次の図に示す部分に限る。）、四一二・四一三の一・四一四の一・九八〇の二から九八〇の四まで（以上六筆について、次の図に示す部分に限る。）
(二)　指定の目的　土砂の流出の防備
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第五十六号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十五年一月四日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年一月十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	型式変更の内容	
第4722号	イマーション・スーツ（その他のもの）（浮力を有するもの）（断熱型）	ＮＱ－ＣＲ型	日本救命器具株式会社	決議ＭＳＣ．323(89)への適合確認

○国土交通省告示第五十七号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十五年一月四日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年一月十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	型式変更の内容	
第4964号	探照灯	ＬＴ－32	日本船燈株式会社	決議ＭＳＣ．323(89)への適合確認

○国土交通省告示第五十八号

次の型式に係る船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づく型式承認は、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十五年一月一日付けをもって失効したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年一月十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第896号	固型式救命浮器	ＦＲＰ－８型	日本救命器具株式会社	東京都江東区東雲一丁目2番1号
第897号	〃	ＦＲＰ－12型	〃	〃
第898号	〃	ＦＲＰ－22型	〃	〃
第1919号	個人装具（安全燈及びおのを除く。）	耐熱防護服メタルネートＴＮ－３型	〃	〃
第1925号	〃	耐熱防護服メタルネートＴＮ－１型	〃	〃
第2488号	個人装具（安全灯及びおのを除く。）	耐熱防護服ＴＮ－２型	〃	〃
第2489号	〃	耐熱防護服ＴＮ－４型	〃	〃
第2972号	救命浮環	ＮＣ－25型	〃	〃
第2974号	〃	ＮＣ－40型	〃	〃
第2975号	〃	Ｃ－430型	〃	〃
第2976号	〃	Ｃ－455型	〃	〃
第3758号	救命胴衣（固型式）	Ａ－689型	〃	〃
第3759号	〃	Ａ－689Ｃ型（小児用）	〃	〃
第3760号	〃	Ａ－689Ｎ型	〃	〃
第3982号	〃	ＮＱ－95Ａ型	〃	〃
第3983号	〃	ＮＱ－95Ｃ型	〃	〃